

(療育指導連絡票兼重症患者認定意見書兼人工呼吸器等装着者証明書)

(療育指導連絡票、重症患者認定意見書、人工呼吸器等装着者証明書 共通記載項目)

受給者番号		新規登録	・	継続	・	転入( )
患者	ふりがな 氏名	男・女		年	月	日生(満歳)
疾病名		裏面の人工呼吸器等装着者に該当する場合は、 どちらかに○印記載 人工呼吸器 ・ 体外式補助人工心臓等				

○療育指導連絡票

療養・療育	療養上の問題点など
	保健所で行ってほしい指導等 (例: 家庭看護・子育て・精神的支援・福祉制度の紹介・家族会の紹介等)
上記のとおり連絡する。 年 月 日 医療機関名称 医師氏名	

○重症患者認定意見書

次の①もしくは②に該当するものがある場合、「○記入欄」に○を記入してください。  
なお、重症患者認定意見欄に記入した場合は、下欄に自署もしくは記名押印してください。

① 上記の小児慢性特定疾病を主たる要因として、下記に掲げる症状のうち、1つ以上が長期間(概ね6か月以上)継続すると認められる場合		
対象部位	症状の状態	○記入欄
眼	眼の機能に著しい障がい有するもの 視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの 視力の良い方の眼の視力が0.04以下かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	
聴器	聴覚機能に著しい障がい有するもの 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	
上肢	両上肢の機能に著しい障がい有するもの 両上肢の用を全く廃したもの	
	両上肢の全ての指の機能に著しい障がい有するもの 両上肢の全ての指を基部から欠いているもの 両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの	
	一上肢の機能に著しい障がい有するもの 一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの 一上肢の用を全く廃したもの	
下肢	両下肢の機能に著しい障がい有するもの 両下肢の用を全く廃したもの	
	両下肢を足関節以上で欠くもの 両下肢を足関節以上で欠くもの	
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がい有するもの 1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障がい有するもの	
肢体の機能	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項(眼の項及び聴器の項を除く。)の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 四肢の機能に相当程度の障がいを残すもの	
② ①に該当しない場合であって、各疾患群に関して以下の項目に該当する場合		
疾患群	該当項目	○記入欄
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの	
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析(CAPD(持続携帯腹膜透析)を含む。)を行っているもの	
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの	
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの	
先天性代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの	
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの	
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの	
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの	
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの	
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの	
染色体及び遺伝子の変化に関する症候群	上記の項目のいずれかに該当するもの	
上記のとおり診断する。 年 月 日 医療機関名称 医師氏名		

## ○人工呼吸器等装着者証明書

人工呼吸器装着の場合は下記①・③に記入。体外式補助人工心臓等を使用の場合は下記②・③に記入。

①人工呼吸器の使用について																							
(注1) 人工呼吸器装着者とは、気管チューブを介して人工呼吸器を使用している者、鼻マスク又は顔マスクを介して人工呼吸器を使用している者をいう。 (注2) 気管チューブとは口、鼻および気管切開口を介して気管内に留置するチューブ・カニューラをいう。 (注3) 「継続的に施行」とは、連日おおよそ24時間継続して装着していることをいう。																							
人工呼吸器装着の有無	1. あり (      年    月から)    2. なし																						
人工呼吸器の使用法 (注2)	1. 気管チューブを介した人工呼吸器使用    2. 鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器使用																						
施行状況 (注3)	1. 継続的に施行    2. 断続的に施行    3. 未施行																						
概ね1年以内に離脱の見込み	1. あり    2. なし																						
②体外式補助人工心臓等の使用について																							
(注4) 体外式補助人工心臓等とは、体外式補助人工心臓及び埋込式補助人工心臓をいう。 (注5) 「継続的に施行」とは、連日おおよそ24時間継続して装着していることをいう。																							
体外式補助人工心臓等の装着の有無	1. あり (      年    月から)    2. なし																						
体外式補助人工心臓等の装着の種類 (注4)	1. 体外式補助人工心臓    2. 埋込式補助人工心臓																						
施行状況 (注5)	1. 継続的に施行    2. 断続的に施行    3. 未施行																						
概ね1年以内に離脱の見込み	1. あり    2. なし																						
③生活状況等の評価について																							
生活状況の評価	<table border="0"> <tr> <td>○食事</td> <td>1. 自立</td> <td>2. 部分介助</td> <td>3. 全介助</td> </tr> <tr> <td>○更衣</td> <td>1. 自立</td> <td>2. 部分介助</td> <td>3. 全介助</td> </tr> <tr> <td>○移乗(※)・屋内での移動</td> <td>1. 自立</td> <td>2. 部分介助</td> <td>3. 全介助</td> </tr> <tr> <td>○屋外での移動</td> <td>1. 自立</td> <td>2. 部分介助</td> <td>3. 全介助</td> </tr> </table> <p>※移乗：ベッドから椅子、車椅子への移動</p> <p>【評価基準】</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 自立</td> <td>補装具の使用の有無にかかわらず、通常の発達相当に実施できる</td> </tr> <tr> <td>2. 部分介助</td> <td>1. 自立と3. 全介助の間</td> </tr> <tr> <td>3. 全介助</td> <td>本人のみでは実施することが困難で、実施のためには全般に介助が必要な状態</td> </tr> </table>	○食事	1. 自立	2. 部分介助	3. 全介助	○更衣	1. 自立	2. 部分介助	3. 全介助	○移乗(※)・屋内での移動	1. 自立	2. 部分介助	3. 全介助	○屋外での移動	1. 自立	2. 部分介助	3. 全介助	1. 自立	補装具の使用の有無にかかわらず、通常の発達相当に実施できる	2. 部分介助	1. 自立と3. 全介助の間	3. 全介助	本人のみでは実施することが困難で、実施のためには全般に介助が必要な状態
○食事	1. 自立	2. 部分介助	3. 全介助																				
○更衣	1. 自立	2. 部分介助	3. 全介助																				
○移乗(※)・屋内での移動	1. 自立	2. 部分介助	3. 全介助																				
○屋外での移動	1. 自立	2. 部分介助	3. 全介助																				
1. 自立	補装具の使用の有無にかかわらず、通常の発達相当に実施できる																						
2. 部分介助	1. 自立と3. 全介助の間																						
3. 全介助	本人のみでは実施することが困難で、実施のためには全般に介助が必要な状態																						
上記のとおり診断します。																							
年    月    日	医療機関名称																						
	医師氏名																						

※人工呼吸器、体外式補助人工心臓等の使用の必要性が認定されている疾病によって生じている場合に本証明書を提出してください。



